

# 南関町放課後児童クラブ入所事務取扱要領

令和2年1月14日制定

令和3年1月18日全部改正

令和3年5月20日一部改正

## (目的)

第1条 南関町放課後児童健全育成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、事業を実施するに当たり、当該事務を適正かつ円滑に実施することを目的に入所事務取扱要領を定める。

## (対象児童)

第2条 要綱第3条に定める対象児童は、原則として本町に所在する小学校（以下「小学校」という。）に在学している児童であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) その者の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の保護者をいう。以下同じ。）が労働、疾病その他の次に掲げる事由により昼間（児童クラブの開設時間をいう。以下同じ。）家庭にいないことにより、当該保護者による適切な監護を受けることができないこと。

ア 児童の保護者が週3日以上かつ週12時間以上労働しているとき。

イ 児童の保護者が入院し、又は継続的に病院又は施設に通院しているとき。

ウ 児童の保護者が長期に渡って親族を看護し、又は介護しているとき。ただし、親族が病院に入院中又は施設に入所中であるときは、常時付添いが必要な場合のみとする。

エ 児童の保護者が火災、風水害、その他災害により居宅等を失い、その復旧に当たっているとき。

オ 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校、専修学校、各種学校及びこれらに準ずる教育施設並びに職業訓練校に限り、通信制は除く。以下同じ。）に通学しているとき。

カ 児童の保護者が前各号に類する状態であると町長が認める事由があるとき。

(2) 前号に掲げる要件を満たす者のうち、身体障害者手帳若しくは療育手帳又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けている児童、特別支援学級に

在籍（予定を含む。以下同じ。）している児童又は医師により心身障がいの診断をされた児童（以下「障がいを有する児童等」という。）にあっては、運営事業者（要綱第2条第1項ただし書の規定により委託した場合の委託先をいう。以下同じ。）と保護者とで事前に十分な面談を行い、通所、集団生活及び行動への対応並びに必要とする支援内容その他必要事項を確認し、運営事業者が支援可能と判断していること。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由により児童が保護者による適切な監護を受けることができない場合で、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる要件を満たさない者を対象児童とすることができる。

- (1) 児童の保護者が昼間家庭にいるものの、家庭内で週3日以上かつ週12時間以上労働しているとき。
- (2) 児童の保護者が昼間家庭にいるものの、病気、けが又は心身の障がいがあるとき。
- (3) 児童の保護者が昼間家庭にいるものの、家庭内で長期に渡って親族を看護し、又は介護しているとき。
- (4) 児童の保護者が昼間家庭にいるものの、出産の前後であるとき。
- (5) 児童の保護者が前各号に類する状態であると町長が認める事由があるとき。

(入所決定)

第3条 児童クラブに入所しようとする対象児童の保護者は、次に掲げる期間内に町長又は運営事業者に申請し、その入所決定を受けなければならない。

- (1) 年度当初の4月1日から入所を希望するとき 当該利用年度の前年度の町長又は運営事業者が別に指定する期間
- (2) 5月1日以降に入所を希望するとき 入所希望月の初日の1週間前の日（その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日とする。）まで。  
ただし、町長又は運営事業者が別に期間を定める場合は、この限りでない。

2 前項に基づき町長又は運営事業者に申請をするときは、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 別に定める申込書
- (2) 前条に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (3) その他町長又は運営事業者が必要と認める書類

3 町長又は運営事業者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の入所

決定をしないことができる。

- (1) 対象児童が感染性の疾病にり患しているとき。
- (2) 対象児童が心身の虚弱等により、集団生活に耐えることができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童クラブの運営上支障があると認められるときとして次に掲げるとき。
  - ア 児童クラブの定員を超える申請があったとき。
  - イ 保護者が利用者負担金を納付していないとき。
  - ウ 災害により、児童クラブが運営できないとき又は児童に危険が及ぶと認められるとき。
  - エ 事件又は事故により、児童クラブを開所できないとき。
  - オ その他、対象児童の入所決定をすることで、児童クラブを安全かつ円滑に運営することが困難であると認められるとき。

(入所判定)

第4条 児童クラブの定員を超える申請があったときは、別表第1に掲げるとおり判定し、前条第1項の入所決定をする。

(入所決定の取消し)

第5条 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第1項の入所決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項の入所決定に係る対象児童（以下「入所児童」という。）が第2条第1項又は第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 入所児童が第3条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第3条第1項の入所決定を受けた保護者（以下「利用者」という。）が虚偽の申請その他不正な手段により第3条第1項の入所決定を受けたとき。
- (4) 利用者が正当な理由なく2か月分以上利用者負担金を滞納したとき。
- (5) 利用者が正当な理由なく連続して15日以上に渡り児童クラブを利用しなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童クラブの運営上支障があると認められるとき。
  - ア 災害により、児童クラブが利用できないとき又は児童に危険が及ぶと認められるとき。

イ 事件又は事故により、児童クラブを開所できないとき。

ウ その他、対象児童の入所決定を取り消さなければ、児童クラブを安全かつ円滑に運営することが困難であると認められるとき。

(退所)

第6条 利用者が入所児童を退所させようとするときは、退所希望月の末日の1週間前日（その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日とする。）までに町長又は運営事業者に退所を届けるものとする。ただし、町長又は運営事業者が別に期間を定める場合は、この限りでない。

(休所)

第7条 利用者が月の初日から末日までの間に1日も利用しないこと（以下「休所」という。）を希望するときは、休所希望月の初日の1週間前日（その日が閉庁日である場合、その前の閉庁日でない日とする。）までに町長又は運営事業者に休所を届けるものとする。ただし、町長又は運営事業者が別に期間を定める場合は、この限りでない。

2 1度につき休所できる期間は、1か月以内とし、連続した月でなければ2度以上休所することができることとする。ただし、休所希望期間が1か月を超える期間の休所を希望する場合は、状況によって、退所とする。

3 休所期間中は、やむを得ず月の途中で休所する場合のその月及び月の途中で休所から復帰する場合のその月を除き、利用者負担金の徴収をしない。

第8条 提出された書類の内容に変更があった場合、速やかに町長又は運営事業者へ届け、変更後の内容を確認できる書類を提出するものとする。

(その他)

第9条 対象児童が入所する児童クラブは、原則として別表第2のとおりとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に入所を希望する児童について適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

判定順位	対象児童
一次	第2条第1項第1号に掲げる要件を満たす児童の親がひとりのみ又

	は両親不在の場合のその児童又は第2条第1項第2号に掲げる要件を満たす児童
二次	1年生から3年生までの間の児童
三次	4年生から6年生までの間の児童であって一次判定又は二次判定で入所決定をされた児童に兄、姉、弟又は妹がいる児童
四次	4年生から6年生までの間の児童であって三次判定で対象とならなかった児童
五次	第3条第1項各号に定める期間を超えて申請があった児童

備考

- 1 判定順位は、一次を最高とし、以下二次から五次までの順とする。
- 2 各判定順位において、より低学年から順に、学年ごとに全ての児童の入所決定をする。ただし、同学年の全ての児童の入所決定をするとしたときに各児童クラブの定員を超えることとなる場合に限って、別表第3に基づき入所判定を行い、入所決定をする。
- 3 前2項によらず、町長が認める場合は、この限りではない。

別表第2（第9条関係）

児童クラブ	対象児童
南関文化児童クラブ	南関第二小学校又は南関第四小学校に在学する児童
南関一小児童クラブ	南関第一小学校に在学する児童
南関三小児童クラブ	南関第三小学校に在学する児童

別表第3（別表第1関係）

1 基準指数（保護者の状況）

類型及び細目		指数
① 家庭外労働	1週当たり45時間以上	10

		1 週当たり40時間以上	9
		1 週当たり35時間以上	8
		1 週当たり30時間以上	7
		1 週当たり25時間以上	6
		1 週当たり12時間以上	5
	② 家庭内労働	1 週当たり45時間以上	9
		1 週当たり40時間以上	8
		1 週当たり35時間以上	7
		1 週当たり30時間以上	6
		1 週当たり25時間以上	5
		1 週当たり12時間以上	4
	③ 就学（職業訓練含む）	上記①家庭外労働を準用して適用した指数－2	
	④ 疾病等	入院中（1か月以上）	10
		常時寝たきり・精神・感染	7
		身障1・2級、療育A1・A2	7
		身障3級、療育B1	6
		身障4級、療育B2	5
		出産（入所期間は、出産前2か月、出産月及び出産後1か月の計4か月以内）	8
	⑤ 親族の看護・介護	入院に常時付添い	7

		同居者の自宅看護又は介護	7
⑥	災害	自宅の災害復旧に要する時間を基に上記①家庭外労働を準用	

基準指数は、原則として父親又は母親のどちらか低い指数を適用し、両親不在の場合は、法第6条に規定する「児童を現に監護する者」のうち18歳以上65歳未満の者（以下、「児童を現に監護する者」という。）の指数を適用する。両親の基準指数が同点のときは、終業時刻に片道の通勤時間を加えた時刻（以下「帰宅時間」という。）が早い方の指数を適用する。

親がひとりのみ又は両親不在の場合の児童を現に監護する者（以下「ひとり親」という。）の場合、その者の指数に1.5を乗じて得た数（整数未満の端数がある場合は、切り捨てる。）とする。

2項目以上に該当する場合は、指数が高い方を適用する。就労の時間については、就労証明書に記載の時間とする。

## 2 調整指数

家庭の状況に応じて、次の調整指数を加算する。

状況		指数	
①	ひとり親世帯若しくは離婚調停中で配偶者と別居している世帯（同一の建物に居住している65歳未満の祖父母がいる場合を除く）、生活保護受給世帯又は両親不在	3	
②	保護者の帰宅時間 （家庭外労働で週5日以上該当する場合に限る。）	帰宅時間が17時以降となる場合	1
		帰宅時間が18時以降となる場合	2
③	障がい者を有する児童等が入所を希望する場合	3	
④	入所決定を辞退し、又は年度途中で退所した後再度入所申込をした場合	-2	

## 3 入所審査及び入所判定に必要な添付書類

保護者の状況の 類型及び細目	必要添付書類
-------------------	--------

① 就労・自営 ・ ※内定・予定を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労証明書 ※所定の用紙に雇用主（事業主）が証明したもの</li> <li>・ 更に自営業（個人事業主）及びその専従者は、事業主の確定申告書（第1表・第2表）の控えのコピー（提出できない場合は、営業許可証又は個人事業の開業届届出書の控えのいずれか一方のコピー及び事業の直近の収入状況を確認できる書類（取引明細書や通帳のコピーなど））</li> </ul>
③ 就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在学証明書（学生証）又は学生証等のいずれか一方のコピー及び時間割表等のコピー</li> </ul>
④ 疾病等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師による診断書のコピー ※入所資格要件の判断ができる内容の記載があるもの</li> <li>・ 障害者手帳のコピー</li> </ul> <p>※障害者手帳のコピーを提出する場合は、医師による診断書の提出は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子手帳（表紙及び出産予定日が記入されたページ）のコピー</li> </ul>
⑤ 親族の看護・介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護又は介護を受けている人の医師による診断書のコピー</li> <li>・ 介護を必要とすることを証明できるもの</li> </ul> <p>※介護保険認定書等、看護期間の記載があり、病状等がわかること</p>
⑥ 災害	災害の度合いが確認できりり災証明書等

状況	必要添付書類
① 離婚調停中	離婚調停中と判断できる書類（調停期日等呼出状又は家庭裁判所における係属証明書のコピー等）
③ 障がいをもつ児童等	身体障害者手帳若しくは療育手帳又は障害福祉サービス受給者証のコピー又は医師による診断書のコピー



ここに定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合がある。

#### 4 判定方法

「基準指数+調整指数」を算定し、指数が高い順に決定する。

指数が同点の場合、「5 同指数で並んだ場合の判定基準」を基に決定する。

#### 5 同指数で並んだ場合の判定基準

同指数となった児童の間の調整において、優先度の考え方は次のとおりとし、このほかの状況を含めて総合的に勘案して町長又は運営事業者が判定する。必要に応じて、聞き取りや調査を行う。

優先度の 考え方	状況
高い	他に入所している（入所を予定している）1年生から3年生までの児童の兄弟姉妹がいる
高い	ひとり親である
高い	児童が障がい者を有する児童等（2調整指数③に該当する児童）である
高い	終業時刻に片道の通勤時間を加えた時刻が18時以降となる（2調整指数②下段に該当する）
高い	保護者が単身赴任中である
低い	児童と同一の建物又はその近隣に居住している祖父母で、昼間その自宅にいる
低い	家庭内労働者を含む世帯